

事業概要及び測量作業について

～東京都市計画道路補助線街路第74号線 下井草区間～

目次

1. 補助第74号線の事業概要
2. 測量作業について
3. 今後の事業の進め方

東京都第三建設事務所

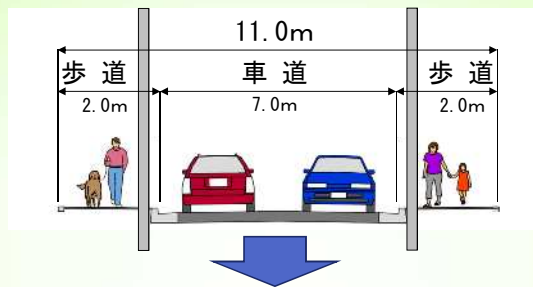
1. 補助第74号線の事業概要

位置図

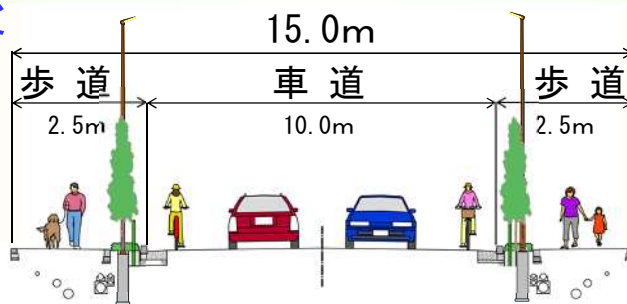


整備後のイメージ図

現況



整備後



車道、歩行者と自転車の通行空間等の詳細な断面形態は
今後警視庁と協議したうえで決定します

整備目的1 歩行者・自転車・自動車が利用
する空間を分け、交通の円滑化
を図ります



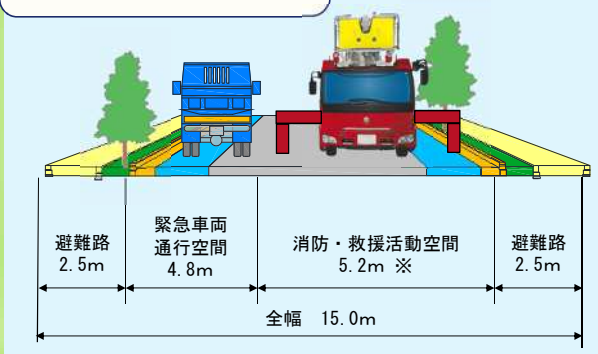
○整備予定区間
(下井草五丁目付近)



○拡幅整備済区間
(下井草一丁目付近)

整備目的2 災害時の緊急車両の通行を確保します

※ 消防車（はしご車）の消防・救援活動には5.2m以上の広さが必要になります



補助第74号線下井草区間の拡幅整備により環状第8号線や補助第133号線（中杉通り）を經由し、杉並区役所や杉並警察署、杉並消防署などの防災拠点との連携が強化されます



○ 下井草地区周辺の防災拠点

整備目的3 電線類の地中化（無電柱化）や道路植栽により良好な都市空間を創出します



○ 整備予定区間
（下井草四丁目付近）



○ 無電柱化された五日市街道
（成田東三丁目付近）

2. 測量作業について

現況測量

令和2年12月より測量に着手する予定です

都市計画道路の予定区域と周辺の建物、樹木、塀及び道路等の位置や形状を測量します



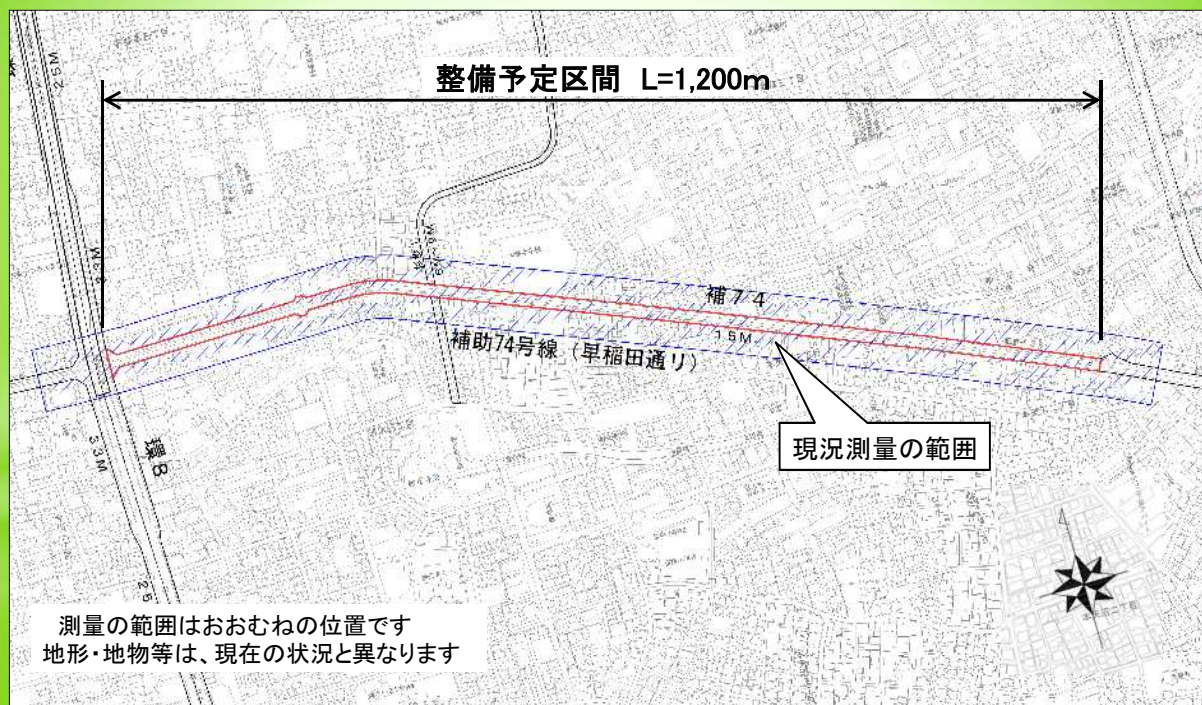
都市計画道路の計画線の位置を明らかにします

用地測量

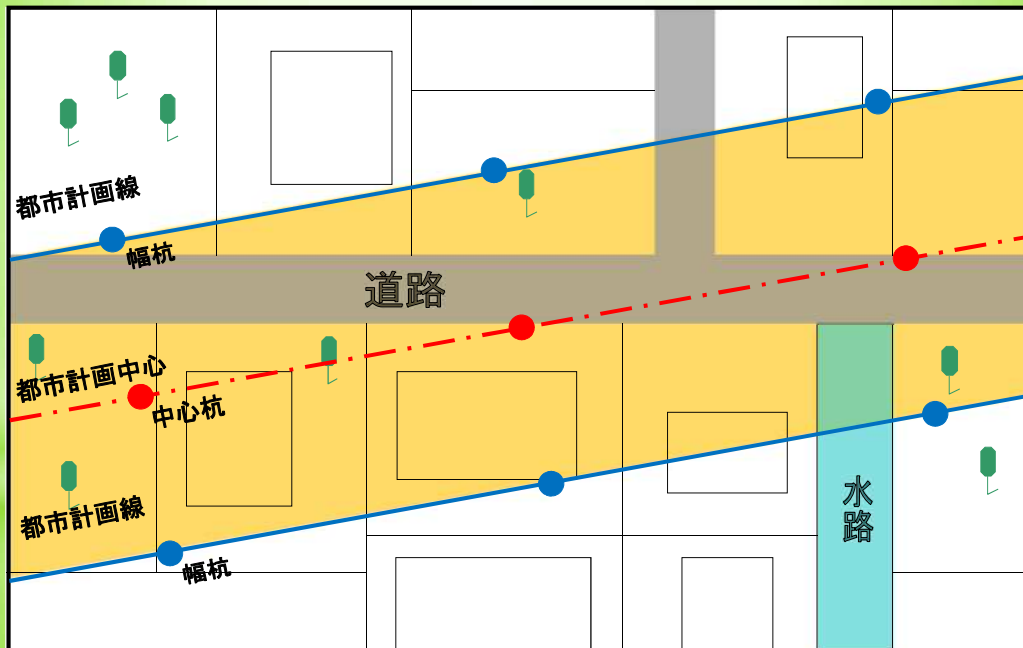
取得対象となる土地について、周辺の土地との境界を確認のうえ、取得面積を確定します

現況測量終了後、引き続き用地測量を実施します

測量作業の範囲について



現況測量の作業



現況測量の作業についてご説明いたします。

上の図は、測量して作成した平面図の例です。

これに、都市計画道路の計画線を入れる作業となります。

計画幅の線を青色の線で表しています。

また、中心線を赤色の線で表しています。

そして、計画幅の線に挟まれた、オレンジ色で塗られた部分に道路がつくられることとなります。

現地には、中心線及び計画幅の線に沿って20m間隔で、鋏やプラスチック杭等を建物以外の敷地に設置します。

上図では丸印で表している点で、青点が幅杭、赤点が中心杭です。

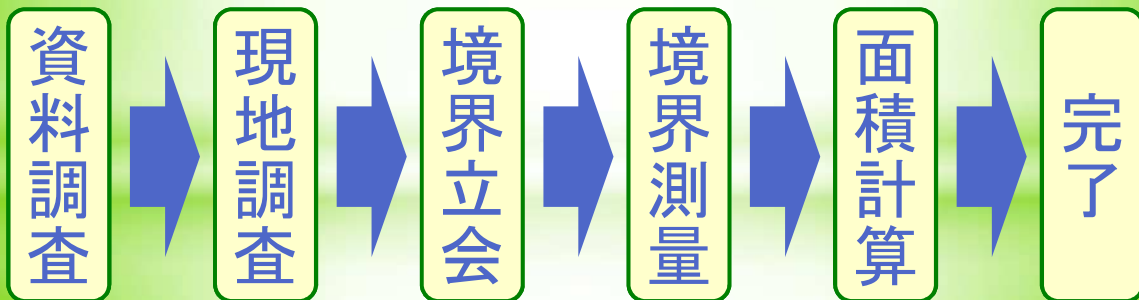
なお、この幅杭及び中心杭の設置にあたりましては、該当する土地所有者等の皆様のご了解を得たうえで設置いたします。

その際には、どうぞご協力をお願いいたします。

用地測量の作業

取得対象となる土地について、周辺の土地との境界を確認のうえ、取得面積を確定する作業です

●用地測量の進め方



用地測量とは、道路用地として取得の対象となる土地について、隣接する周辺の土地との境界を確認し、取得する面積を確定する作業のことです。

まず初めに、「資料調査」を行います。土地の境界に関する資料を登記所などで調査します。

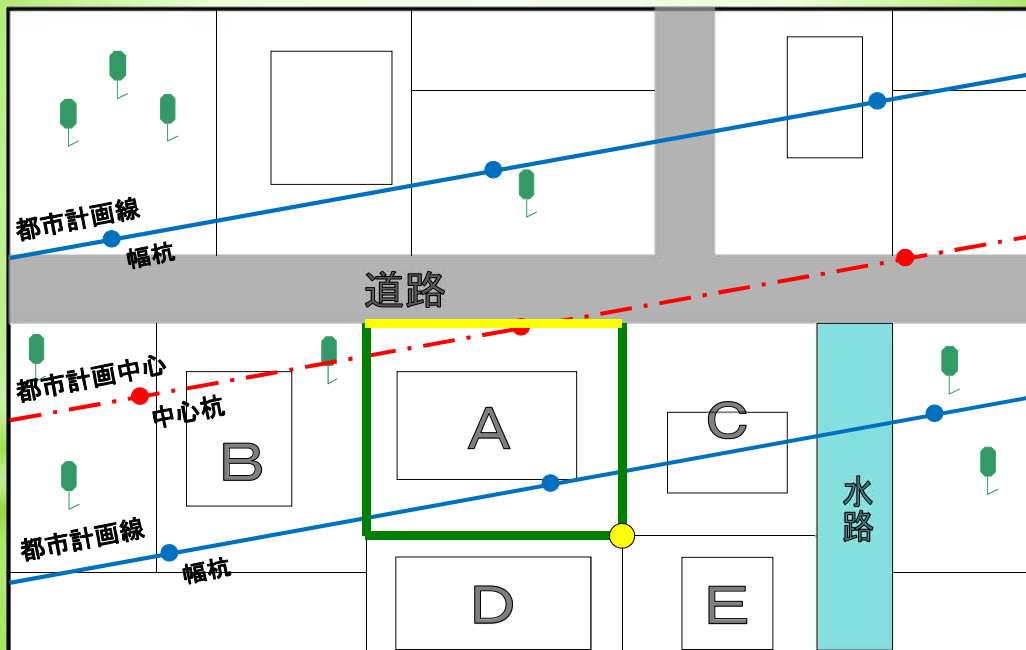
次に、「現地調査」を行います。これは、境界立会に先立ち、現地の状況を把握する作業です。

そして、**土地所有者の皆様をお願いするのが、「境界立会」です。現地で境界を確認していただき、異存がなければ、立会証明書に署名・捺印をいただきます。**

その後、「境界測量」を行います。これは、境界立会で確認していただいた境界の位置を測量する作業です。

最後に、対象となる土地の「面積計算」を行い、完了となります。

用地測量における境界立会



用地測量において、土地所有者の皆様をお願いいたします「境界立会」について、上の図を用いて詳しくご説明いたします。

計画道路に関係するAさんの土地は、

左側のBさんとの境界(緑線)、

右側のCさんとの境界(緑線)、

下側のDさんとの境界(緑線)に加えて、

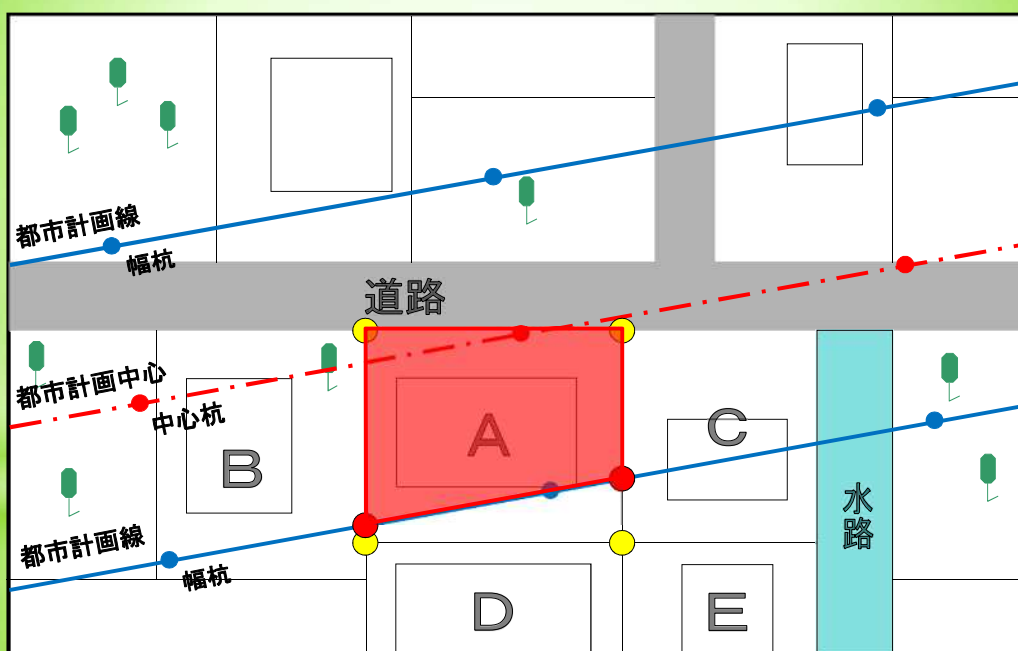
黄点で接するEさんとの境界についても確認が必要となります。

Dさん、Eさんの土地は計画道路にかかりませんが、隣接の土地として立会が必要となりますので、ご協力をお願いいたします。

また、Aさんの土地は、

黄線で示している道路との境界についても確認が必要となります。

境界測量及び面積計算

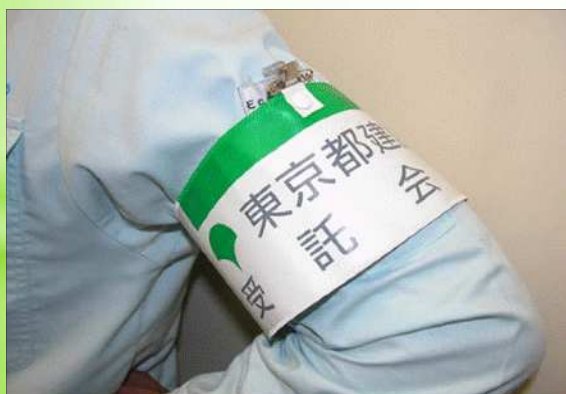


次に、境界立会の後に行う境界測量についてご説明いたします。
まず、皆様に確認していただいた境界点(黄点)の測量を実施します。
その後、土地の境界線と都市計画線が交わる箇所に、
境界標(きょうかいひょう)として鋳やプラスチック杭等を
現地に設置いたします(赤点)。
ここで、都市計画線の位置が現地に表示されることとなります。
これにより、赤く塗りつぶした道路予定地の面積が確定いたします。
この部分を東京都が取得させていただくこととなります。
以上が用地測量の説明となります。

測量に関するお知らせその1

- ・東京都が委託した測量会社が測量します
- ・測量作業員は腕章を着用し、身分証明書を携帯します

腕章



身分証明書

〇〇三建工一身第〇〇号

身分証明書

氏名 〇〇 〇〇 顔写真

〇〇年 〇〇月 〇〇日 生

勤務先 株式会社〇〇測量

住所 東京都〇〇区〇〇〇丁目〇-〇

上記の者は東京都施行の下記委託に従事する者であることを証明する。

記

1. 件名 〇〇現況測量

2. 委託場所 〇〇〇丁目地内から
〇〇〇丁目地内まで

3. 委託期間 自 〇〇年 〇〇月 〇〇日
至 〇〇年 〇〇月 〇〇日

〇〇年 〇〇月 〇〇日
東京都第三建設事務所長 〇〇 〇〇 公印

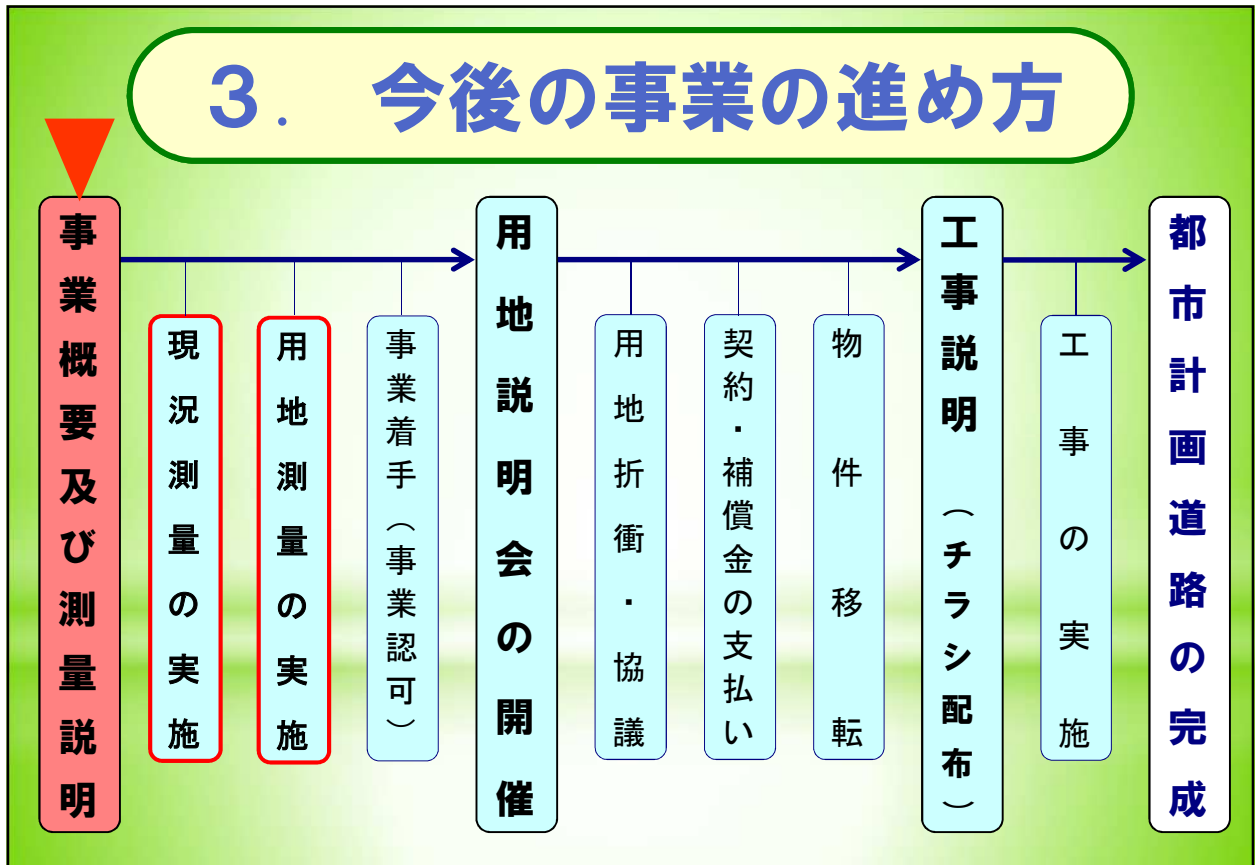
測量に関するお知らせその2

測量を始める際には、あらかじめお知らせを配布します

作業内容によっては、皆様の敷地内に立ち入って作業する必要がありますので、その場合には、事前にご連絡いたします

測量作業へのご理解、ご協力を
よろしくお願いいたします

3. 今後の事業の進め方



今後の事業の進め方についてご説明します。

今回の説明資料の配布は上図の一番左にあたります。現況測量、用地測量の後、令和5年度を目途に事業認可を得て事業に着手する予定です。

事業着手後、用地説明会を開催し、用地取得に係る皆さまを対象に移転補償の考え方をご説明し、以降、個別の折衝等に入らせていただきます。

用地を取得させていただいた後、チラシ配布等で工事の内容をご説明させていただき、工事に着手します。

同封のパンフレット「東京のみちづくり」も、併せてご確認下さい。